

西原村における
応急仮設住宅・みなし仮設宅
に係る取組について

平成28年9月29日

熊本県 西原村

避難所について

《 公 的 》 6ヶ所

4/22 2,361人

5/16 669人

7/16 170人

9/16 23人

- ・避難者の協力があり、比較的落ちついた避難所の運営を行うことができた。



山西小の避難所

《 自 主 》 9ヶ所 +α

- ・各集落では、公民館等に自主的に避難所を開設
- ・食料等を持ち寄った共同炊飯を行い、翌朝より食事の提供を行った。
- ・過度な公的避難所への集中が緩和された。



西原中学校の避難所

避難所の運営について

■ 集落(コミュニティ)単位での避難

- ・ 家から集会所等へ、そして集落単位で避難所へ
- ・ 各集落での安否確認の実施

→ 早朝には全村民の安否確認が出来た。 ※ 防災訓練の成果

■ 避難者が行う自治による運営

- ・ 避難者の職業や得意技を活かした役割分担による運営
- ・ 避難所でも集落単位でのエリアの設定 → 孤立化の防止、共助

■ 住民による自主避難所の開設

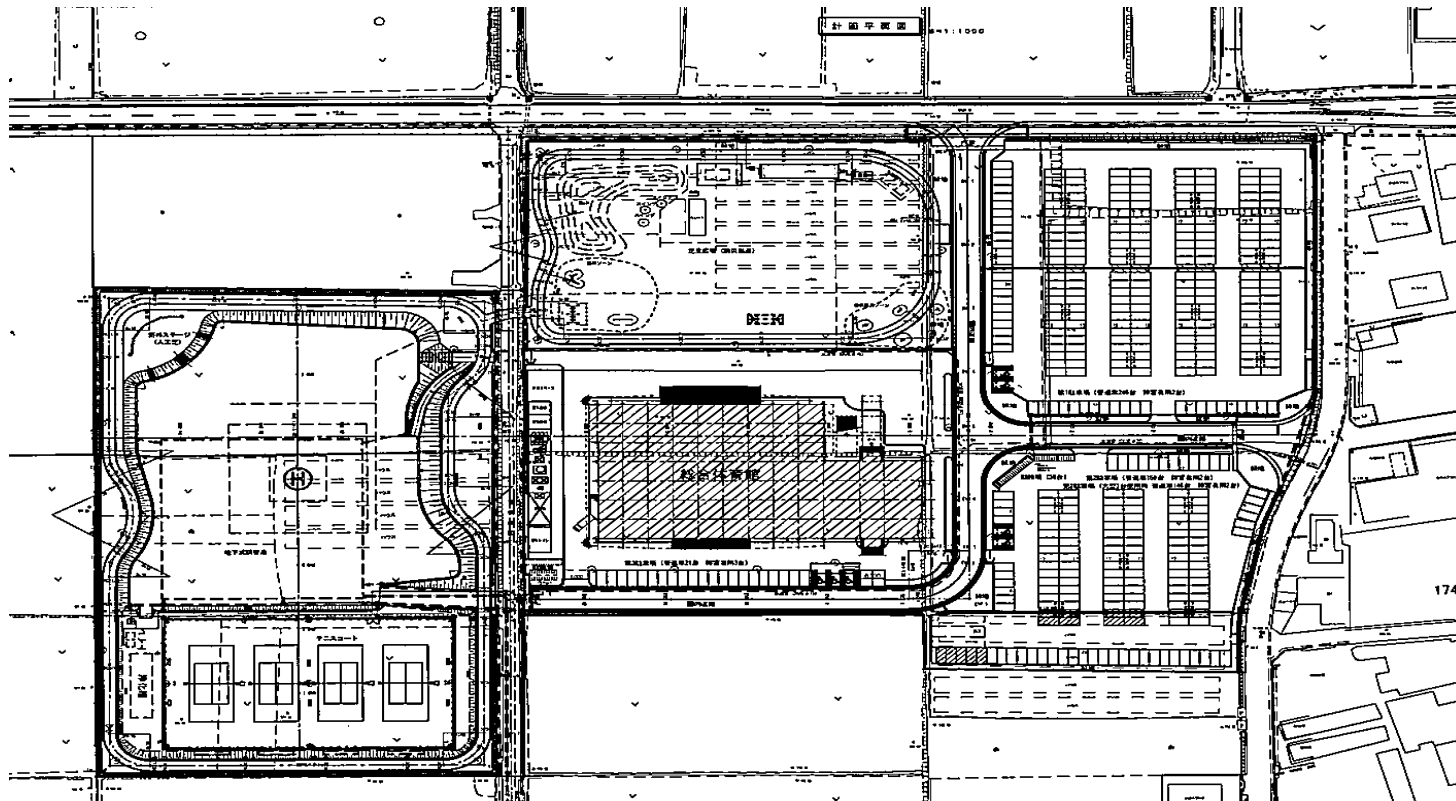
- ・ 公的避難所への過度の集中がなかった。
よって、公的避難所の運営がスムーズに行える状況になった。

仮設住宅の建設候補地の選定について

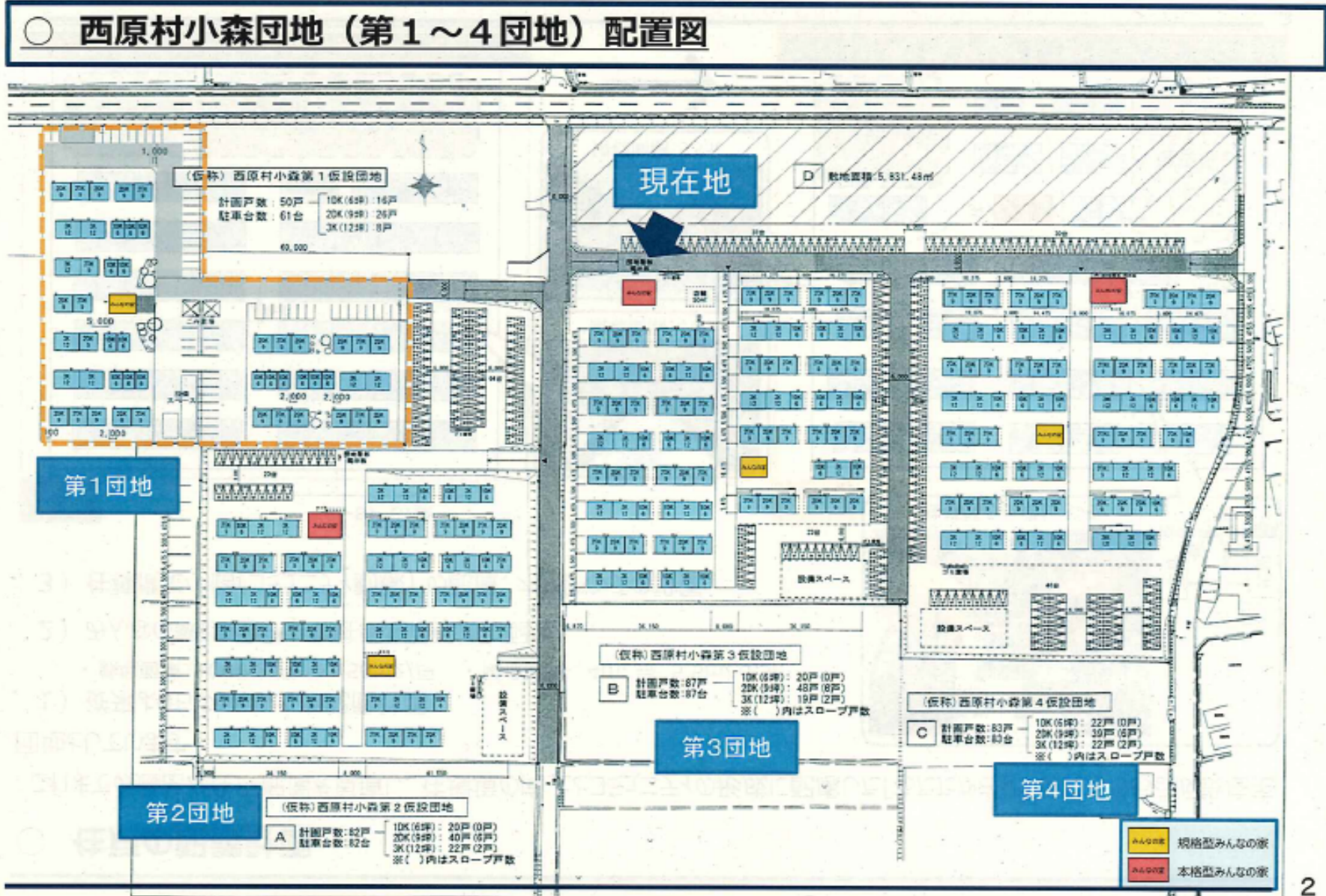
- 集落内の既存の村有地に建設する事もできたが、
村有地は今後の「復興住宅」の建設候補地として確保。
 - 仮設住宅の入居期間中に整備が可能
新たな用地の確保及びそのための事務が不要
- 総合公園、総合体育館の建設予定地 **4.8ha**
(建設予定地は、隣接する森林組合の土地も含む。)
 - 4月29日着工 (甲佐町と共に県下一番早い)
- 建設戸数 **302戸** (木造 50戸 プレハブ 252戸)
- 木造は、高齢者世帯、障害者の世帯、子育て世帯を優先
- プレハブは、集会施設(みんなの家)を中心に、集落ごとにまとまった配置とした。 → **コミュニティを重視した入居**

公園の計画図

- ・ 防災機能を備えた総合公園・総合体育館の建設を予定 **4.8ha**
（公園内への非常用電源・飲料水タンク・ヘリポート等）
- ・ 本年度から造成工事の予定だったが、仮設住宅の建設を優先



仮設住宅の全体図



仮設住宅での住民自治

■ 自治を促すための集落(コミュニティ)単位での入居

- ・ お互いが顔見知りのまま協力して生活
- ・ これまでの高齢者や障害者有していた地域的な人間関係を維持

■ 仮設住宅での住民自治

- ・ 仮設住宅への入居者による新たな自治会の組織化
- ・ 集会所などの共有施設の維持管理や暮らしのルールづくり

■ 次のステップとなる仮設住宅での生活

- ・ 仮設の集会所で行われる次の生活に向けた意見交換
- ・ 地域コミュニティ(集落)を残す復興に向けた動きの最初のステップ

仮設住宅・みんなの家

《 仮設住宅(木造) 》



《 みんなの家 》

みなし仮設の把握と対応

現在、**142世帯**が「みなし仮設住宅」に入居
～ 村内の物件が少なく近隣市町村へ ～

- 住所の把握及び集落との連絡体制の確立が必要
 - ・ 住所等の把握は、申請時に把握し管理しているが、転居等の報告がなければ、以後の把握は困難。
 - ・ 集落の代表等にも個人情報のため住所等の情報提供が困難
→ 集落の運営に支障をきたす場面あり

- 西原村地域支え合いセンターによる支援
 - ・ 10／1から村の委託により、みなし仮設入居者を含む被災者の総合的な生活支援を行う予定。

- 家賃の負担等のルール化
 - ・ 県との正式契約以前において、家賃を請求される事例あり。短期間での転居等の課題があるが、一定のルール化が必要
 - ・ 需要も多くあり、家賃が限度額等に高止まりしている傾向あり。

おわり

- 日頃のコミュニティの関係性の深さや防災訓練が、質の高い避難生活をサポート。
また、自助・共助が、公助の混乱を防ぐ。
- **コミュニティを意識した施策の展開が大事。**